

小坂町エネルギー価格等高騰対応事業継続支援金交付事業概要

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響の中、原油価格の高騰及び物価高騰に伴う各種原材料費の上昇に直面し、経営に影響を及ぼしている町内の小規模事業者等に対して支援金を交付します。

交付対象の主な要件

- (1) 交付対象者は「飲食業」「理美容業」「小売業」の事業主または代表者。
- (2) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業及び個人事業主または代表者。
- (3) 令和4年12月1日時点で町内に営業店舗があり、かつ事業主が町内に住所を有する者。

交付金の額

交付金の額は、1事業所あたり5万円（複数の店舗を有する場合は上限2店舗分まで）
※予算の範囲内とします。

受付期間

令和4年12月12日～令和5年2月28日（必着）

お問い合わせ：小坂町役場観光産業課観光商工班 TEL 0186-29-3908